

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)の一部変更の概要

見直しの概要

特定秘密保護制度において、書面により行うこととされている手続及び署名・押印を求めていた手続を見直すこととする。

見直しの具体的な内容

1 特定秘密保護制度における各種文書について、書面のほか、電磁的記録による報告等を認めることとする。

- ① 特定秘密文書等を緊急廃棄した場合の行政機関の長に対する報告(Ⅱ 6 (3))
- ② 特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった理由の通知の希望の有無の変更(IV 4 (2) ウ)
- ③ 下記 2 ①から⑩までの文書

2 運用基準で定める各種様式の中で、署名・押印を求めていたものについて、記名とともに、押印を不要とすることとする。

- ① 同意書(適性評価の実施及び公務所への照会)(別添 2)
- ② 適性評価の実施についての不同意書(別添 3)
- ③ 適性評価の実施についての同意の取下書(別添 4)
- ④ 質問票(別添 5)
- ⑤ 調査票(別添 6)
- ⑥ 適性評価のための照会書(別添 7)
- ⑦ 適性評価実施担当者証(別添 8)
- ⑧ 適性評価結果等通知書(別添 9)
- ⑨ 特定秘密の保護に関する誓約書(別添 10)
- ⑩ 苦情処理結果通知書(別添 11)

3 その他

- ① 通知を書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供で行う場合の必要な措置の実施を規定(Ⅱ 7)
- ② 適性評価に関する文書等の受渡しの際に適切な情報セキュリティ対策を講ずることを規定(IV 1 (1))
- ③ 署名・押印の見直しに伴い、適性評価の調査のため必要に応じて提出を求めることができる資料に本人確認書類を明記(IV 5 (1))
- ④ 適性評価に関する個人情報を保護するため、適切な情報セキュリティ対策を実施する旨を明記(IV 10 (2) イ)